



2015年11月 フィリピン・マレーシア訪問代表団報告

関東部会(2016年3月22日)

大久保 淳(ヨネックス)

関西部会(2016年3月24日)

宇野 元博(GSユアサ)

2015年度アジア戦略PJ
第3WG: 東南アジア・インドWG



目次

- ◆ 訪問代表団の概要
- ◆ 訪問代表団の目的
- ◆ 訪問メンバーとスケジュール
- ◆ 訪問毎の意見交換の詳細
 - ・フィリピン知財庁(IPOPHL)
 - ・フィリピン税関
 - ・国家捜査局(NBI)
 - ・ACCRA 法律事務所
 - ・マレーシア知財公社(MyIPO)
 - ・マレーシア税関
 - ・マレーシア国内取引・共同組合・消費者省(MDTCC)
 - ・IP高等裁判所
- ◆ まとめ



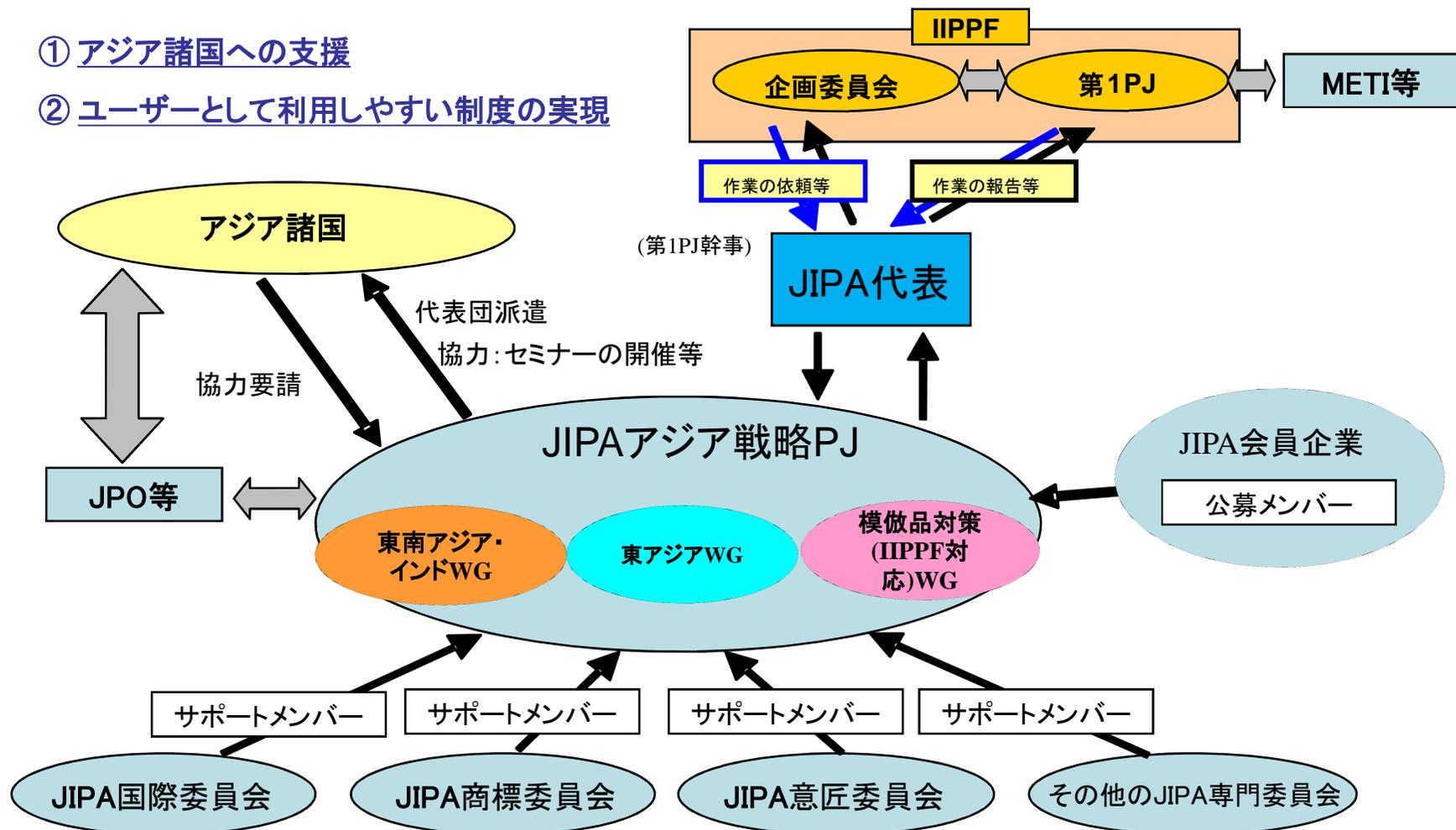


訪問団の概要 アジア戦略PJ活動体制

アジア戦略PJの概要

- ① アジア諸国への支援
- ② ユーザーとして利用しやすい制度の実現

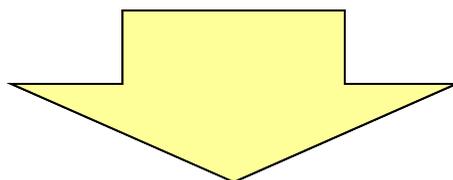
③ 模倣品、海賊版対策





訪問団の概要 アジア戦略PJ基本理念

- 1) アジアにおける知的財産尊重・重視の風土の定着
- 2) アジアにおける知的財産制度の充実(法制度および運用)
 - ① 先進国レベルの知的財産保護の確立
 - ② 知的財産制度の利便性の向上



但し、上記基本理念は、日本企業(あるいは、先進国企業)のためだけの保護確立を目的とするのではなく、
自国自身、地場企業(現地資本企業)や消費者のための保護の確立を目指す。





訪問団の目的

1) 知財制度の改善要望 2014年会員アンケートより

国名	分野	問題点
フィリピン	特許	<ul style="list-style-type: none"> ■ 審査遅延(早期審査制度も未整備、公開後の審査請求可能も公開時期が不定) ■ 公証義務廃止を約束するも現在も実施
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分意匠制度未導入
	商標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 使用宣誓書提出義務 ■ 公証義務廃止を約束するも現在も実施
	模倣品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 訴訟期間が長期
マレーシア	特許	<ul style="list-style-type: none"> ■ 早期審査制度の導入(PPH) ■ 包括委任状制度の導入 ■ 第一国出願義務の対象明確化
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分意匠制度未導入 ■ 公開延期制度未導入 ■ 無審査制度
	商標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一出願多区分制度不採用 ◎ 不使用取消における不使用の挙証責任が申立人
	模倣品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税関登録制度未導入

2) 最新知財情報の収集

3) ビジネス上の問題点の抽出





訪問メンバーと訪問スケジュール

団 長

別所 弘和 副理事長、本田技研工業

副団長

大久保 淳 ヨネックス

団 員

牧野 雅彦 パナソニック

松井 啓介 キヤノン

皆川 恭之 横河電機

宇野 元博 GSユアサ

園田 修 ワコール

中村 精宏 日立製作所

寒江 威元 TANAKAホールディングス

源島 直之 (情報検索委員会より)、キューピー

山本 敬一 (商標委員会より)、サントリーホールディングス

事務局

堀 敏行 日本知的財産協会





訪問メンバーと訪問スケジュール

フィリピン

12月1日(火)

(午前)フィリピン税関、国家捜査局

(午後)フィリピン知財庁、
ACCRA(アクラ)法律事務所



マレーシア

12月3日(木)

(午前)マレーシア税関

(午後)国内取引・共同組合・消費者省

12月4日(金)

(午前)マレーシア知財公社

(午後)知財高等裁判所



～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



訪問先毎の意見交換の詳細





フィリピンの概要

◆ フィリピン共和国



1. 面積 29万平方km
2. 人口 0.92億人(2010年調査)
3. 首都 マニラ
4. 民族 マレー系
5. 言語 フィリピン語、公用語は他に英語
6. 宗教 ASEAN唯一のキリスト教国。

※通貨はPHP(フィリピンペソ) 1ペソ=2.6円くらい

スペインに約300年、アメリカに約50年、日本に数年統治された歴史がある。スペインは文化や料理をもたらし、アメリカは法律をもたらし、日本はビジネスをもたらし、とのこと。

出典:外務省 基礎データ

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>>



~世界から期待され、世界をリードするJIPA~



フィリピン税関

① 知財侵害品の税関差止強化

(摘発件数が減少している！2005年頃30件程度⇒2013年7件)

⇒フィリピンにおける知財保護に関して、大きな責任を負っているの
で、知財庁と連絡を取り合い、更なる改善をしていきたいとの回答。
(摘発件数の減少については原因不明のまま。)

・日本税関の職員が駐在していたので、今後連携して分析可能。

② フィリピン税関による市場取締

⇒輸入許可証の偽造等の根拠で、ローカルマーケットも税関が取り
しめることが可能とのこと。



フィリピン税関

③ 啓発活動の活性化

⇒データとして、模倣品の輸入先として多いのは、1位中国、2位タイ、3位マレーシア。

⇒日本-フィリピンの経済セミナーにおいて、知財庁を通じてフィリピン国内でプレゼンテーションを実施。

⇒その他、日本の団体の協力を得て、真贋判定セミナー等を実施している。





フィリピン国家捜査局NBI

FBIのフィリピン版。フィリピンの全ての州をカバーしている。模倣対策の部門において、実働エージェントは7人。月におよそ50件の摘発をしている。

①模倣品摘発の実績データ公表
⇒実績データは全てフィリピン知財庁に提出しているため、そちらに要望すべき。

②知的財産部門の強化

⇒自主摘発はしているが、企業側の窓口が分からず困ることが多い。模倣品の摘発のための捜査令状を発行するためには、ブランドオーナーの真贋判定が必要であるため。

⇒出願代理人への連絡が効率的である旨伝えた。





フィリピン国家捜査局NBI

③啓蒙活動

⇒執行機関として活動しているため、啓蒙活動は行っていない。関係機関としポスター展示などの協力は行っている。啓蒙活動の中心は知財庁である。

④インターネット対策

⇒コンピューター犯罪課が対応しており、模倣品を押さえるためのおとり捜査を実施している。ただ、押さえられるのは現物のみであり、全体を摘発するのは難しい。まだまだ事例としては少ない。





フィリピン知的財産庁IPOPHL

特許局、商標局、法務局を有している。



綺麗なオフィスビルに入っている



会議風景：要望書は事前にチェックしてもらっていた

I. 商標

①外国における周知/著名標章の抗弁

⇒著名商標の保護については、現行の運用で問題ない旨の回答があり、JIPAの懸念をなかなか理解してもらえず。





フィリピン知的財産庁IPOPHL

②使用主義の廃止

⇒約束はできないものの、かかる要望があることを踏まえ、検討していきたい。重要なことは、使用していることで権利が発生し、使用を中止したら権利が消滅するという、消費者や審査官にとっても分かりやすい。

③商標審査基準の公表

⇒現在、フィリピンの審査基準をアセアン共通審査基準に適合させている。アセアン加盟国のうち、いくつかの国については、当該共通審査基準に対応させるための法改正等を行っている段階。公表についてはAWGIPの方針による？



フィリピン知的財産庁IPOPHL

Ⅱ. 意匠

①部分意匠制度の導入

⇒2000年から運用として、部分意匠を受け入れている。2016年(頃)に、マニュアルプラクティスにても公表する。

②権利の存続期間の延長

⇒検討を進めている。ステークホルダーや他の規制とのコンフリクトがないか調査したり、意見募集をしたりしている初期段階。

③公開延期制度

⇒来年には実際に施行規則として成文化し、適宜運用していく予定。
2014年通達「30カ月」



フィリピン知的財産庁IPOP HL

Ⅲ. 特許

①特許により与えられる権利_輸出での阻止

⇒今の法律でも「販売」や「販売の申し出」の箇所が輸出を実質的に含んでいる様に解釈できるという見解。

②利害関係者にしか審査書類を開示しないルール

⇒「利害関係人」の語は、審査書類が欲しい様な一般人、関心を持った人も含むと解釈できる。今後は、リクエスト無しにウェブサイトで閲覧できるようにする予定

③謄本の翻訳について

⇒PCTルートの出願は、要約だけ求めている。パリルートについては謄本全文の認証つき翻訳を求めているが、出願人の負担がさらに小さくなるように現在検討中。





ACCRA法律事務所

1972年創立。弁護士31人の法律事務所。

●フィリピンにおける、他国の判例の引用状況は？

⇒USを主に参照。EURO判例の参照も最近は増えてきた。同じ事件についてタイの訴訟の証拠を判断材料として要求されることもある。

ただ、言語としてEnglishの判例の方が引用され易い。



ACCRALAW®

●審理引き延ばしの対抗措置について。

商標については、引き延ばし目的の無効審判提起がダメである旨ルール化されているが、特許はない。民事の審理期間は6～10年程度。

●損害額の算定等について

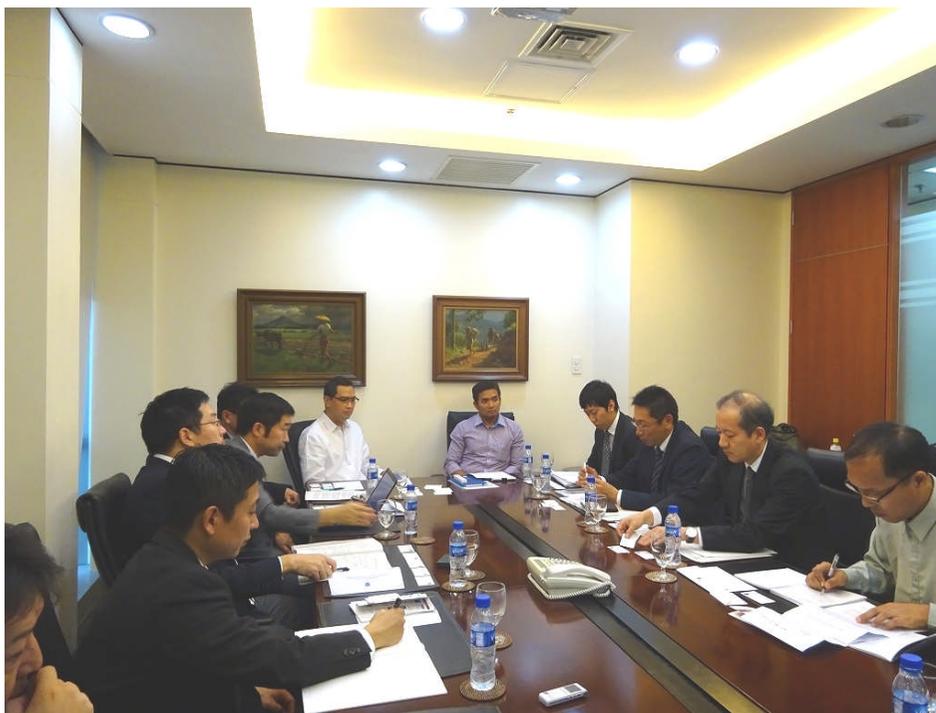
⇒USと同様に懲罰的賠償(3倍)あり。ディスカバリあり。陪審制度はなし。市場の成長率も考慮されたことがある。ただ、原告の期待値を下回ることが多い。





ACCRA法律事務所

- フィリピン裁判所に訪問できなかったため、法律事務所に質問を投げかけ。
- フィリピン法は元来米国法の解釈に左右され、判例も米国法を参照される。
- 懲罰的賠償制度はあるものの、それをもってしても依然、十分な賠償額の獲得は期待できない。





マレーシアの概要

◆ マレーシア (Malaysia)



1. 面積 約33万平方km(日本の約0.9倍)
 2. 人口 2,995万人
 3. 首都 クアラルンプール(KL)
 4. 民族 マレー系(67%)、中国系(25%)、インド系(約7%)
 5. 言語 マレー語(国語)、中国語、タミール語、英語
 6. 宗教 イスラム教(連邦宗教)(61%)、仏教(20%)
- ※通貨はリンギット 1リンギット約30円

ポルトガル⇒オランダ⇒イギリス⇒日本の順に統治され、1963年にマレーシアが成立した。

出典:外務省 基礎データ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malaysia/index.html> >



~世界から期待され、世界をリードするJIPA~



マレーシア税関

①職権での取り締まり

⇒模倣品の取り締まりの重要性は十分理解している。しかし、税関には、模倣品を差止める権限はあるが、その他の包括的申立て制度や税関登録制度の導入等の権限は、MDTCCにある。

②職権による処分

⇒虚偽の税関申告に対しては刑事訴訟が可能、しかし、物品を保留する権限しかなく、模倣品に対して訴訟を起こす権限がない。また、5個以下の貨物については、個人使用の扱いになるので対象外になる。また、法律改正の提案は、MyIPO(マレーシア知的財産公社)が権限を持っているので、ここに提案するのが良いとの回答。

③MyIPOとの連携

⇒MyIPOとの連携は密にしている。実際全国でIPに関する活動は推進中であり、目的は商標違反の取締りが主なものである。



マレーシア税関

④啓蒙活動

⇒権利者の真贋判定セミナーは大歓迎。
JIPAからの協力も有り難い。

⑤差止め後の鑑定期間

⇒写真の提供制度を、既に政府に提言済。また差止めだけでなく、調査や取り締まりの権限を税関に与えるということも提言済。



集合写真



外観

(行政機関はマレー語で表記)



会議風景





国内取引・共同組合・消費者省MDTCC

①模倣品摘発の実績データの公開

⇒要求があれば個別に渡す。Web公表は検討する。

②摘発後の処罰方法を決める基準の明確化

⇒基本的に摘発した模倣品についてはMDTCCが反則金を科す。
要求があれば追訴する。

③摘発から処分までの期間短縮

⇒MDTCCはブランド・オーナーに30日以内の真贋判定をお願いしている。罰金までの期間はケース毎に異なる。進捗は要望あれば応じる。

④税関差止の処理

⇒税関が止めたものは、24時間以内にMDTCCに移管。





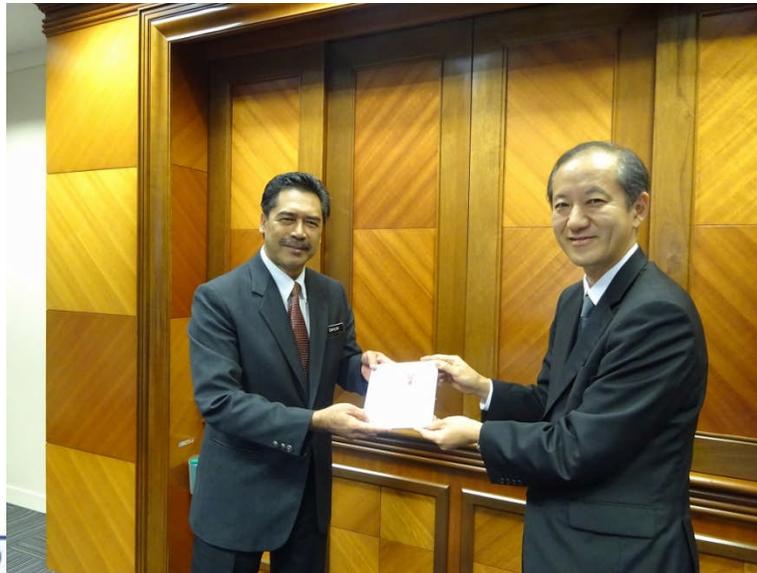
国内取引・共同組合・消費者省MDTCC

⑤ インターネットで販売される模倣品の取締り

⇒ 特別チームを設立しているとのことであるが、インターネット販売対策は困難と感じており、商標権者から情報提供があると助かる。

⑥ 模倣品取締りを強化するための関係機関の連携強化

⇒ 警察、税関、地方政府、企業などの関連する機関・企業と密接な連携を図っているとのこと。さらに年2回の会議を開催し関連機関とともに課題と対策をはじめ、法改正も視野に検討を進めている。



~ DAHURI氏 (No2) と別所団長



会議風景



マレーシア知財公社MyIPO

MDTCCの管轄下の組織であり、税関を管轄。



オフィスビルに入っている。



トップと別所団長



会議風景(部分意匠で白熱)





マレーシア知財公社MyIPO

●審査のスピード

特許・・・通常審査26か月⇒早期審査20カ月
(7000件の出願うち400件程度利用される。早期は高い)

商標・・・通常審査12か月⇒早期審査6カ月

※他の制度

「修正実体審査」・・・特定の国(日本、US、EPなど)で特許が登録済みであるなら、それを考慮して早期に審査してもらえる。PPHと似ているが、請求期限が出願から18カ月以内(5年まで延長申請可)。ただ、登録公報の認証翻訳と翻訳者の公証(役場)が必要で煩雑な模様。

「ASPEC」・・・アセアン特許庁間で参加地域の特許庁間で特許調査及び審査結果を共有することによって業務の効率化を図る制度として紹介されている。





マレーシア知財公社MyIPO

I. 特許

①公開制度にもとづく公開公報の無料発行

⇒要望はあるので、今後検討していく。

②修正実体審査手続きの簡素化(公証の不要化)

⇒特許文書は、高度な技術書類であり、正確に翻訳する必要があることから、翻訳者の認証は必要であるという認識。今後も要望を続ける必要がある。

③居住者発明の第1国出願義務の廃止

⇒国内情報の海外流出、国防上の問題がありMUST。早く出願したい場合は、海外出願の許可を求める書類を提出することで可能。「緊急」の文言を入れれば、さらに早めることも可能。





マレーシア知財公社MyIPO

- ④拒絶査定不服審判制度の導入
⇒審査結果に不満であれば審査官にヒアリングの請求ができ、結果により、再審査もしくは拒絶となるという回答

- ⑤異議申立制度及び／又は無効審判制度の導入について
⇒導入を検討中



マレーシア知財公社MyIPO

Ⅱ. 意匠

①公開延期制度の導入

⇒導入には法改正が必要であり、今後の改正の機会に検討する。

②部分意匠制度の導入

⇒制度はないが、法律の中に部品を含めると定義されており、適切な記載をすれば、部分意匠と同様の保護を受けることができる。
引き続き、要望続けることが必要

③実体審査の導入

⇒マレーシアのDBおよびインターネットで新規性のチェックは行っている。またJPOとMOUを結んだので、DB構築を協力してもらえれば、十分な新規性のチェックを行えると考えている。





マレーシア知財公社MyIPO

Ⅲ. 商標

①著名商標の保護

⇒DBだけでなくインターネットでも調査し、海外で著名な商標についても拒絶の権限はある。またJPOと密に連携しており、リストを入手して対応している。

Ⅳ. 情報検索

①E-Statusのデータのアップデート(タイムラグは?)

⇒登録、拒絶後のデータは、リアルタイムに更新。

②特許情報の外部への提供

⇒他国からもその要望は受けている。MyIPO内の課題があり今は外部には出せないが、今後外部へ情報提供していく方向。





知財高等裁判所

高等裁判所の1つがIP裁判所として指定されている。

●マレーシアで、他国の判例は参照するか？

⇒コモンローであり、英国法ベースの法律である。そういう背景から、英国、NZ、AUの判例を参照することが多い。また、国内法に規定が無ければ英国法を参照する

●裁判を秘密にすることは可能か？

⇒原則は公開裁判。オフレコードや機密を塗りつぶす要望が可能。また、インカメラによる裁判も可能。

●損害の算定方法などについて

⇒ヒアリングした内容、提出された損害の証拠、証言から検討する
ディスカバリも有る。

均等論も検討する。その際には、発明の目的などを重視。



知財高等裁判所

- 営業秘密裁判の非公開化は困難
- 裁判は営業秘密であっても、公開されるリスクが高い。
- 運用や制度上、保護が図られるように関係機関に訴え続けていく



訪問時間はイスラム教のお祈りの時間。



～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



高等裁判所の知財判事トップと集合写真